

第1章 策定にあたって

- 国は、外国人登録者数が増加する中、「生活者」としての外国人に関する総合的対策、「外国人児童生徒等の教育」の推進
- 本市は、「宇都宮市国際化推進計画」を策定し、本市在住外国人が安心して生活できる多文化共生の地域づくりを推進
- ⇒ 本市外国人児童生徒の増加等に対応し、当該児童生徒一人ひとりがよさを発揮しよりよい生活を送るため、当該教育の基本的な考え方や具体的な取組等を示した計画を策定し、外国人児童生徒教育の一層の充実を図る。
- ※本計画で対象とする児童生徒とは、  
外国籍児童生徒 / 次年度小学校入学の外国籍の子ども / 学校に就学していない外国籍の子ども / 日本国籍を取得しても日本語や生活適応指導が必要な児童生徒
- 期間 平成21年度から25年度まで

第2章 現状と課題

【現状】

- ◆ 外国人児童生徒数等の増加及び外国人児童生徒教育の充実  
(H16:国 70,345人⇒H19:国 72,751人)  
(H16:県 1,148人⇒H20:県 1,534人)
- ◆ 外国人登録者数の増加 (H16: 7,919人⇒H20: 8,093人)
- ◆ 外国人・要日本語指導児童生徒数及び在籍校数の増加  
(H16: 外国人 240人・要日本語 96人 ⇒ H20: 292人・166人)  
(H16: 在籍 56校 ⇒ H20: 65校)
- ◆ 児童生徒の使用言語の多様化及び日本語習得状況の広がり
- ◆ 就学していない子どもの存在
- ◆ 外国人保護者は自分の人間関係や子どもの進路等に不安
- ◆ 教員及び日本語指導者の負担感
- ◆ 少数の日本人保護者が外国人との交流希望
- ◆ 地域ボランティアは行政と地域の協働不足と認識
- ◆ 日本語指導者派遣や指導資料の作成等の取組

【課題】

- 外国人児童生徒の日本語習得状況等に応じた指導の充実
  - 外国人の子どもの学校への適応を促進するため、入学・編入時の初期指導の充実が必要
  - 外国人の子ども一人ひとりの日本語習得や生活適応状況、発達段階に応じた日本語指導者の効果的な派遣体制の構築が必要
  - 日本語指導担当教員等の専門的な資質・能力の向上が必要
- 外国人児童生徒の保護者への支援の充実
  - 外国人保護者への学校情報の効果的な提供が必要
  - 外国人保護者からの相談への対応が必要
  - 未・不就学外国人の子どもの保護者への就学を啓発する情報の効果的な提供が必要
- 外国人児童生徒やその保護者を取り巻く環境の整備
  - 共生を促進するための児童生徒への指導や保護者、地域への啓発が必要
  - 学校間並びに関係団体や企業との連携が必要

第3章 基本的な考え方

<基本理念> 外国人児童生徒が、社会の形成者として夢や希望をもって生活するために必要な能力や態度を育てます。

基本方針1

外国人児童生徒が学校生活に適応し、希望する進路を実現するために、一人ひとりの日本語習得等の状況に応じた指導を充実します。

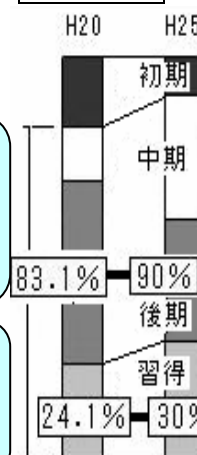
取組の方向性

- 1 指導体制の整備
- 2 日本語指導者の専門性の向上

指標1 初期段階の日本語を習得した外国人児童生徒(学校在籍)の割合  
83.1%(平20)⇒90%(平25)

指標2 日本語を習得した外国人児童生徒(学校在籍)の割合  
24.1%(平20)⇒30%(平25)

習得状況推移



基本方針2

外国人児童生徒の保護者が、学校教育や地域での子育てについて理解を深めるための支援を充実します。

取組の方向性

- 3 学校と保護者との共通理解の推進
- 4 学校教育や地域の子育てに関わる情報提供の充実
- 5 就学を促進する支援の充実

指標3 外国人児童生徒(学校在籍)の保護者のうち、学校教育に関わる心配事をもっている保護者の割合  
52.3%(平20)⇒10%以下(平25)

指標4 小学校入学年齢(6歳)の外国人子どもが入学した割合  
58.6%(平20)⇒90%(平25)

基本方針3

外国人児童生徒やその保護者が、学校や地域の中で安心して学び、育て、いきいきと生活できる教育環境の整備を推進します。

取組の方向性

- 6 多文化共生の意識啓発
- 7 国際理解教育の推進

指標5 日本人児童生徒の保護者のうち、外国人と積極的に交流したいと考えている保護者の割合  
10.4%(平20)⇒50%(平25)

※本計画における地域とは、学区の地域住民を指す。

第4章 計画の展開

【主な事業】

- 初期日本語指導教室の設置 ※
- 日本語による日本語指導者の派遣※
- 在籍状況・日本語習得状況等調査の定期的実施・分析
- 日本語指導担当教員等研修の充実※
- 日本語指導者情報連絡会の実施 ※

他6事業

【主な事業】

- 保護者会等への通訳者派遣 ※
- 外国人児童生徒の保護者向け進路説明会の実施 ※
- 学校教育・子育てガイドブックの作成・配付
- 就学促進のための個別対応の実施※

他10事業

【主な事業】

- 外国人児童生徒教育についての啓発※
- 多文化共生に関する出前講座等の活用
- 関係団体・大学・企業との連携
- 日本語指導者情報連絡会の実施※
- 国際理解教育の推進

他2事業

※は重点事業

第5章 計画の推進にあたって

- 各主体が連携・協力し、主体的に取組を進めていくことが重要

【本計画における主体】

- 学校 — 指導充実/保護者との連携/意識啓発
- 関係団体(国際交流団体・大学・企業) — 児童生徒や保護者、学校への支援
- 日本人児童生徒 — 互いに尊重・協力し合う学校生活 □ 日本人保護者 — 協調性を育む家庭教育/保護者同士の交流
- 地域 — 外国人児童生徒や保護者との交流/積極的な支援/交流・支援のための地域人材の活用
- 教育委員会 — 計画推進/学校支援/情報発信・提供/各主体との連携・調整
- 外国人児童生徒 — 日本語家庭学習/学校行事等の積極参加 ○ 外国人保護者 — 日本語習得/学校や地域活動の積極参加

